

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第86号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年7月19日 08時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市下枯木島西岸 下枯木島灯台から真方位350° 250m付近 (概位 北緯33° 12.3′ 東経129° 30.2′)
事故等調査の経過	平成26年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 誠稜丸、13トン NS2-13629（漁船登録番号）、有限会社浜正水産 第292-48238号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損、船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、下枯木島南西方沖を約11ノットの対地速力で自動操舵により東北東進中、船長が、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を行っていたところ居眠りに陥り、長崎県佐世保市神崎漁港に向けて変針する予定の場所を通過して続航し、平成26年7月19日08時00分ごろ下枯木島西岸に乗り揚げた。 本船は、08時40分ごろ自力で離礁し、09時15分ごろ神崎漁港に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視程 約15km 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
その他の事項	船長は、7月18日16時ごろ神崎漁港を出港する前に約6時間、漁場でも19日05時ごろ操業終了時に約1時間の睡眠をとっていて、漁場を発進するとき、疲労感や眠気は感じていなかった。 船長は、眠気を感じないまま居眠りに陥ったが、晴れで視界も良く、他船もいなかったなので、気が緩んで眠ってしまったのではないかと思った。 船長は、レーダーを作動させていたが、接近警報を設定していなかった。 本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.8mであった。 本船には、船橋航海当直警報装置がなかった。
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象等の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし</p> <p>本船は、下枯木島南西方沖を自動操舵で東北東進中、操船中の船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して続航し、同島西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、終夜の操業終了後、約1時間の睡眠であったこと、及び晴れて視界も良く、他船もいなかったのが緩んだことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、下枯木島南西方沖を自動操舵で東北東進中、操船中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して続航し、同島西岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独で乗船して操船を行う場合、定期的に椅子から立って体を動かしたり、窓を開けて外気に当たったりなどの眠気を防止する措置を採ること。</li> <li>・ 航行中は、レーダーの接近警報を設定しておくこと。</li> <li>・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。</li> </ul>